

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 鉱業登録令 (昭和二十六年政令第十五号) (抄) (第一条関係) 1
- 特許登録令 (昭和三十五年政令第三十九号) (抄) (第二条関係) 4
- 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令 (平成十五年政令第五百五十四号) (抄) (第三条関係) 5
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令 (平成十六年政令第百八十二号) (抄) (第三条関係) 7

改正案	現行
<p>（申請の手續）</p> <p>第十六条 登録の申請をする者（以下「申請人」という。）は、申請書に次に掲げる書面を添付して、経済産業大臣に提出しなければならぬ。</p> <p>一 登録の原因を証する書面</p> <p>二 登録の原因について第三者の同意又は承諾を要するときは、これを証する書面</p> <p>三 代理人により登録の申請をするときは、その権限を証する書面</p> <p>2 前項第一号の書面が執行力のある判決であるときは、同項第二号の書面を添付することを要しない。</p> <p>3 登録の原因について第三者の同意又は承諾を要する場合において、その第三者が申請書に当該同意又は承諾をした旨及びその氏名又は名称を記載したときは、第一項第二号の書面を添付することを要しない。</p> <p>（申請書）</p> <p>第十七条 申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 鉱区又は租鉱区の所在地</p> <p>二 鉱業権又は租鉱権の登録番号</p>	<p>（申請の手續）</p> <p>第十六条 登録の申請をする者（以下「申請人」という。）は、申請書に次に掲げる書面を添付して、経済産業大臣に提出しなければならぬ。</p> <p>一 登録の原因を証する書面</p> <p>二 登録の原因について第三者の同意又は承諾を要するときは、これを証する書面</p> <p>三 代理人により登録の申請をするときは、その権限を証する書面</p> <p>2 前項第一号の書面が執行力のある判決であるときは、同項第二号の書面を添付することを要しない。</p> <p>3 登録の原因について第三者の同意又は承諾を要する場合において、申請書にその第三者が記名押印したときは、第一項第二号の書面を添付することを要しない。</p> <p>（申請書）</p> <p>第十七条 申請書には、左に掲げる事項を記載し、申請人がこれに記名押印しなければならない。</p> <p>一 鉱区又は租鉱区の所在地</p> <p>二 鉱業権又は租鉱権の登録番号</p>

- 三 申請人の氏名又は名称及び住所
- 四 代理人により登録の申請をするときは、その氏名及び住所
- 五 登録の原因及びその日付
- 六 登録の目的
- 七 申請の年月日

(債権者の代位)

第二十条 債権者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七の規定により債務者に代位して登録の申請をするには、第十七条各号に掲げる事項のほか、申請書に債権者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を記載し、かつ、これに代位の原因を証する書面を添付しなければならない。

(登録に関する書面等の記載)

第四十条 登録をし、又は申請書その他登録に関する書面を作成するには、文字を明確に記載しなければならない。

2 前項の登録をする場合において、文字を改め、加え、又は削つたときは、その字数を欄外に記載し、これに押印しなければならぬ。その削除に係る文字は、なお読むことができるように字体を残さなければならない。

3 前項の規定は、第一項の申請書その他登録に関する書面を提出する場合について準用する。この場合において、前項中「押印しなければ」とあるのは、「記名しなければ」と読み替えるものとする。

- 三 申請人の氏名又は名称及び住所
- 四 代理人により登録の申請をするときは、その氏名及び住所
- 五 登録の原因及びその日付
- 六 登録の目的
- 七 申請の年月日

(債権者の代位)

第二十条 債権者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七の規定により債務者に代位して登録の申請をするには、第十七条各号に掲げる事項のほか、申請書に債権者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を記載して記名押印し、かつ、これに代位の原因を証する書面を添付しなければならない。

(登録に関する書面等の記載)

第四十条 登録をし、又は申請書その他登録に関する書面を作成するには、文字を明確に記載しなければならない。

2 前項の場合において、文字を改め、加え、又は削つたときは、その字数を欄外に記載し、これに押印しなければならぬ。その削除に係る文字は、なお読むことができるように字体を残さなければならない。

(新設)

(信託の登録の申請の手續)

第六十八条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

- 一 委託者、受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所
- 二 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め

三 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所

四 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所

五 信託法第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

六 信託法第二百五十八条第一項の受益者の定めのない信託であるときは、その旨

七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

八 信託の目的

九 信託財産の管理の方法

十 信託の終了の事由

十一 その他の信託の条項

2 前項の申請において、同項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかを記載した書面を添付したときは、同項第一号の受益者（同項第四号に掲げる事項を記載した書面を添付した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。）の氏名又は名称及び住所を記載した書面を添付することを要しない。

(削る)

(信託の登録の申請の手續)

第六十八条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

- 一 委託者、受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所
- 二 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め

三 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所

四 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所

五 信託法第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

六 信託法第二百五十八条第一項の受益者の定めのない信託であるときは、その旨

七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

八 信託の目的

九 信託財産の管理の方法

十 信託の終了の事由

十一 その他の信託の条項

2 前項の申請において、同項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかを記載した書面を添付したときは、同項第一号の受益者（同項第四号に掲げる事項を記載した書面を添付した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。）の氏名又は名称及び住所を記載した書面を添付することを要しない。

3 申請人は、第一項の書面に記名押印しなければならない。

改正案	現行
<p>（申請書） 第二十七条 申請書には、次に掲げる事項を記載しなければなら ない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当 該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示） 二 登録の目的が特許権以外の権利に関するときは、その権利 の表示 三 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所 四 代理人により登録を申請するときは、その氏名又は名称及 びその住所又は居所 五 登録権利者が外国人であるときは、その国籍 六 登録の目的 	<p>（申請書） 第二十七条 申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人が記 名し、印を押さなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当 該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示） 二 登録の目的が特許権以外の権利に関するときは、その権利 の表示 三 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所 四 代理人により登録を申請するときは、その氏名又は名称及 びその住所又は居所 五 登録権利者が外国人であるときは、その国籍 六 登録の目的

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成十五年政令第五百五十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証）</p> <p>第七条 石油天然ガス・金属鉱物資源債券の募集に応じようとする者は、石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証に、その引き受けようとする石油天然ガス・金属鉱物資源債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある石油天然ガス・金属鉱物資源債券（次条第二項において「振替石油天然ガス・金属鉱物資源債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該石油天然ガス・金属鉱物資源債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 石油天然ガス・金属鉱物資源債券の名称 二 石油天然ガス・金属鉱物資源債券の総額 三 各石油天然ガス・金属鉱物資源債券の金額 四 石油天然ガス・金属鉱物資源債券の利率 五 石油天然ガス・金属鉱物資源債券の償還の方法及び期限 六 利息の支払の方法及び期限 	<p>（石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証）</p> <p>第七条 石油天然ガス・金属鉱物資源債券の募集に<u>応じようとする者は、石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証にその引き受けようとする石油天然ガス・金属鉱物資源債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</u></p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある石油天然ガス・金属鉱物資源債券（次条第二項において「振替石油天然ガス・金属鉱物資源債券」という。）の募集に<u>応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該石油天然ガス・金属鉱物資源債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証に記載しなければならない。</u></p> <p>3 石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 石油天然ガス・金属鉱物資源債券の名称 二 石油天然ガス・金属鉱物資源債券の総額 三 各石油天然ガス・金属鉱物資源債券の金額 四 石油天然ガス・金属鉱物資源債券の利率 五 石油天然ガス・金属鉱物資源債券の償還の方法及び期限 六 利息の支払の方法及び期限

- 七 石油天然ガス・金属鉱物資源債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 応募額が石油天然ガス・金属鉱物資源債券の総額を超える場合の措置
- 十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

- 七 石油天然ガス・金属鉱物資源債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 応募額が石油天然ガス・金属鉱物資源債券の総額を超える場合の措置
- 十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

改正案	現行
<p>（中小企業基盤整備債券申込証）</p> <p>第十二条 中小企業基盤整備債券の募集に応じようとする者は、中小企業基盤整備債券申込証に、その引き受けようとする中小企業基盤整備債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならぬ。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある中小企業基盤整備債券（次条第二項において「振替中小企業基盤整備債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該中小企業基盤整備債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を中小企業基盤整備債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 中小企業基盤整備債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 中小企業基盤整備債券の名称 二 中小企業基盤整備債券の総額 三 各中小企業基盤整備債券の金額 四 中小企業基盤整備債券の利率 五 中小企業基盤整備債券の償還の方法及び期限 六 利息の支払の方法及び期限 	<p>（中小企業基盤整備債券申込証）</p> <p>第十二条 中小企業基盤整備債券の募集に応じようとする者は、中小企業基盤整備債券申込証にその引き受けようとする中小企業基盤整備債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある中小企業基盤整備債券（次条第二項において「振替中小企業基盤整備債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該中小企業基盤整備債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を中小企業基盤整備債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 中小企業基盤整備債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 中小企業基盤整備債券の名称 二 中小企業基盤整備債券の総額 三 各中小企業基盤整備債券の金額 四 中小企業基盤整備債券の利率 五 中小企業基盤整備債券の償還の方法及び期限 六 利息の支払の方法及び期限

- 七 中小企業基盤整備債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

- 七 中小企業基盤整備債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号